

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 生産緑地の評価

Q : 生産緑地は、相続のときにどんな評価になるのですか？

A : 次のように財産評価基本通達に規定されています。

【解説】

生産緑地とは、市街化区域内にある一定の農地をいいますが、生産緑地法において、告示の日から30年間、建築物の建築、宅地の造成等が制限されていることから、その制限が解除できる買取りの申出のできる日までの期間に応じて一定の割合を生産緑地でないものとして評価した価額から減額して評価することとしています。一定の割合は、以下のとおりです。

そして、買取りの申出ができるようになる30年間を経過した場合、その他一定の場合には、生産緑地でないものとして評価した価額の95%相当額で評価することとしています。

【割合】

- ・ 5年以下のもの・・・10%
- ・ 5年超10年以下のもの・・・15%
- ・ 10年超15年以下のもの・・・20%
- ・ 15年超20年以下のもの・・・25%
- ・ 20年超25年以下のもの・・・30%
- ・ 25年超30年以下のもの・・・35%

